

3月臨時教育委員会議事録

- 1 日 時 平成25年3月18日(月) 午前9時30分から午前11時まで
- 2 場 所 宗像市役所本館2階・202会議室
- 3 出席委員 委員長 井上裕之
委員 川上美子
委員 平田良枝
委員 中岡政剛
教育長 久芳昭文
- 4 その他の出席者 教育部長灘谷辰生、教育部理事兼主幹指導主事後藤正弘、教育政策課長安部武彦、
教育政策課指導主事羽田野崇、教育政策課指導主事西島潔、教育政策課指導主事
正路澄代、市民活動交流室長中村慈宏、教育政策課主幹兼政策係長岡田光晴、教
育政策課政策係主任主事許斐知加
※ 傍聴 6人

【井上委員長】 本日の議事日程につきまして、委員の皆さんにお諮りします。審議の都合上、順序を変更して、最初に請願受理番号1 夏休みに小・中学校で平和学習を行うことを求める請願について審議を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【各委員】 異議なし。

5 請願

①受理番号1 夏休みに小・中学校で平和学習を行うことを求める請願(資料3)

【久芳教育長】 平成25年3月8日に提出された請願書につきまして、宗像市教育委員会請願処理規則第3条の規定に基づきまして、審議をお願いするものでございます。本請願に対しましては、1,284人の署名の提出がございました。事務局で内容を確認したところ、署名が重複しておられる方が93人いらっしゃいましたので、実質の署名数は1,191件であったことを報告させていただきます。

【井上委員長】 今回、意見陳述の申し立てがなされております。宗像市教育委員会請願処理規則第5条の規定に基づきまして説明時間をとりたいと思います。請願者に請願の趣旨等を述べていただくことにご異議ございませんか。

【各委員】 異議なし。

【井上委員長】 それでは請願者より請願の趣旨等について説明していただきます。教育委員の皆さんには、事前に請願書の写しを配布しておりますので、説明される方は簡潔明瞭に申し述べていただきますようお願いいたします。どうぞお座りになってお話しください。

【請願者代表】 今回1, 284筆の署名があり、先ほど重複があるというお話ですが、本日お持ちした分が64筆ありますので、あわせて1, 255筆ということになります。

その他、資料3参照。議事録なし。(▲9分27秒)

【井上委員長】 今の時間帯だけで、後でということではできません。

【請願者代表】 後でというのは前段後段ということです。

【井上委員長】 冒頭に申しあげましたように、簡潔明瞭に説明いただきますようお願いいたします。

【請願者代表】 はい、分かりました。以下、資料3参照。議事録なし。(▲3分13秒)

【井上委員長】 ただいま請願者から説明をしていただきました。このことに関して、ご質問がございましたか。

【各委員】 なし。

【井上委員長】 質問がないようですので、質疑に入る前に、8月6日の平和学習についてはこれまで市議会や教育委員会で審議をされていますので、その経緯について事務局から説明願います。

【教育政策課長】 これまでに市議会に請願が出され、市議会や教育委員会において審議がなされた内容について報告させていただきます。まず前段ですが、1970年代より市内の小中学校では、8月6日の出校日に平和学習が行われておりました。平成9年に春日市で小学3年生の女子児童が8月6日の出校日に誘拐され殺害されるという事件が発生し、子どもたちの安全確保や責任の所在について当時議論がなされ、8月6日の出校日がとりやめになって現在に至っているという状況がございます。その間に市議会には、8月6日の出校と平和学習についての請願が4回出されております。平成20年12月17日、平成21年12月21日、平成22年12月21日と3年続けて出されまして、それぞれ総務委員会で審議がなされました。その中で、原爆投下という日本にとって重要なことは語り継ぐ必要があり、子どもたちとともに日常的に平和学習を強化することは重大な意味がある、子どもたちの安全は地域のボランティアが見守る傾向になってきたが、コミュニティ単位で行うことが大切である、平和学習は大事である、平和学習については日常的に学習や体験が重要である等の意見により、いずれも趣旨採択されております。その結果を受けてそれぞれの本会議におきましても、趣旨採択となっております。市議会に平和学習についての請願があったことを受けて、平成22年1月15日と同年2月19日に開催された教育委員会において協議がなされました。そこでは、すべての教育活動において日常的に平和教育の取組みがされていること、夏休みには帰省などの家庭の事情により、すべての児童生徒の出校は非常に難しい状況にあること、学校現場から出校日を求める声があがっていないことなどから、特に出校日を設ける必要はないという結論となっております。4回目の議会への請願は平成23年になされました。当時の総務委員会では、夏休み期間に出校日を設けることの重要性に関する意見や平和学習推進の意見が出されまして、採択となりましたが、本会議におきましては、学校現場に限らず、地域、家庭において、いろいろな機会を通して平和学習に取り組んでおり、一定の効果も表れているということで、夏休み期間中に校出日を設けてまで行うことはないという理由により、不採択となっております。

【井上委員長】 ただいま事務局から説明がありましたが、審議に入る前に、委員の皆さんからご質問がございませんか。

【平田委員】平成22年の協議の際には学校現場から夏休みの出校日を求める声があがっていなかったとのことでしたが、現状としてはどうなのでしょう。

【教育政策課長】校長会をはじめとして、学校から意見をいただく機会は多々ありますが、これまで8月6日に出校して平和学習を行いたいというご意見等は聞いておりませんし、現状としてございません。

【川上委員】先ほど数年前からの学校における平和学習の経緯について説明がありましたが、現在、日常的に取り組みられている平和学習について教えていただけますか。

【教務課長】平和教育として学校でどのようなことが行われているかお話しします。公教育ですから、その基本となる法律としましては教育基本法があります。教育基本法の目的は、人格の形成と完成ですが、その中に平和で民主的な国家社会の形成者が謳われています。指導要領の中にもきちんと謳っていますので、教育指導計画に基づいて教育活動を行えば、当然平和教育はなされることになります。特に社会科の目標は、教育基本法の目標と同じで、いわゆる平和で民主的な国家社会の形成者を育てましようとする旨が書かれています。要するに、社会科を中心として平和教育はなされていると思います。その中でも、特に6年生の社会科では、残念ながら人類が戦いをくり返しながら世の中が進んでしまっているという流れをつかんでいくところがありますし、現代史の中でも、日清戦争、日露戦争、太平洋戦争のあたりについて、かなりのページを割いて記述されており、平和学習につながる内容になっています。特別活動の学校行事に位置づけられる修学旅行には6年生が行きますが、被爆地に赴いて平和学習を行っています。行く前に学校全体で折った折鶴を記念像に捧げ、その前で平和を誓い、帰ってきた後でしっかりと新聞やレポートにまとめて、感じたことや考えたことをみんなの前で発表しています。そのような学習を展開しているところです。

【中岡委員】今の説明では、平和学習の取組みが社会科と特別活動の中での学校行事の2つで行われているということですが、その他の部分はないのでしょうか。また、夏季休業中の先生方の勤務の状況についてお聞かせいただければと思います。

【教務課長】社会科と修学旅行だけではなく、他の教科でも平和学習につながる内容はたくさんあります。例えば国語では、3年生で「ちいちゃんのかげおくり」という文学教材、4年生で「一つの花」という文学教材がございます。これは戦地に赴くお父さんの話で、娘との関係が引き裂かれてしまう非常に悲しい内容ですが、そのような子どもの心情に訴える題材を扱って、平和を希求する子どもたちを育てています。6年生では、修学旅行と兼ね合わせて、被爆を題材にした文が国語の教科書にあり、平和についての意見を自分で書いてスピーチをする活動内容になっています。戦争を学んで、自分はどうかどうしていきたくのかに関する作文をして、スピーチにいたる学習内容があるということは、平和学習の大きな柱だと思います。道徳でも人間尊重精神と生物の生命に対する畏敬の念が根底にありますので、当然道徳の学習を積み重ねていけば、平和学習につながっていくことになります。これは大変大きな領域だと思っています。中学校においても、小学校で行ったことをより一層深めていく内容が、道徳、国語や総合の時間に展開されているところでございます。

【教育政策課長】 夏休みの先生方の勤務状況についてご説明します。基本的に先生方は夏休み中も勤務されています。例えば、研修会についてはこの時期に集中して行うことがあります。特に当市では、今年度から3年間かけて各学校に電子黒板を導入していくことによりまして、その取扱いや活用についての研修がいろいろと組み込まれています。また、2学期の学習計画を立てる時期でもありますし、小中一貫教育で中学校区の小中学校には足並みをそろえて動いていただいておりますので、中学校区の先生方が集まって会議や打合せ等をこの時期に行っています。さらに当市では、今年度から試行として土曜日授業を実施しています。1学期に最低1回は実施する方針で各学校に取り組んでいただいております、その振替休日にも当てている状況がございます。

【井上委員長】 他に質問がなければ審議に入りたいと思います。ご意見等がございますか。

【久芳教育長】 今、事務局から説明がございましたが、私からも少し申し上げたいと思います。まず、管理職を通じて、学校現場からの話があっておりません。それが大きな1つでございます。それからもう1つは、まとめのような話になりますけれども、日頃から平和教育なり、あるいは人権教育なりを、カリキュラムの中に位置づけて行っているわけです。日常的にこれを行っておりますので、あえて8月6日にこだわらなくてもいいのではないかと思います。カリキュラムの位置づけというのは、やはり発達段階ということがございまして、年齢に応じた教育を行っていかねばなりません。また、夏季休業中にいきなり出校させることにつきましては、安全面でいろいろなリスクが出てまいります。日常ですと、いろいろな方々のご協力によって見守りを行うことができますが、夏季休業中のわずか1日のための体制というのは、非常に難しいと思っております。安全面に関する付け加えですが、今年度は通学路についての問題が大きく取り上げられました。昨年、京都府などで児童の安全に関する問題が出されまして、宗像市でもこれまでずいぶん市長部局も含めて、取り組みを行ってまいりましたが、解決できない部分がまだまだたくさん残っています。3月議会におきまして、一般質問で特に通学の安全について配慮いただきたいという内容のものが出されました。そのような意味でも、やはり不安が残る中で、8月6日に出席して平和学習を行うことについてはいかがなものかと思えます。趣旨はよく分かります。本当に先ほどのご説明のとおりだと思いますけれども、預かる立場としてはそのようなところがございます。

【井上委員長】 平成22年に開催された定例教育委員会でも、この問題について議論いたしました。当時も私と川上委員は構成メンバーになっておりまして、その中でもお話をしましたが、8月6日は非常に大切な日ではありますけれども、学校自体が出校日を望んでいないという状況がございました。また、日常の学習の中でしっかり取り組むことが非常に大切ではないかと思います。8月6日だけではなく、機会があるごとに、戦争の悲惨さを教えていくことの方がより効果的ではないかという意見をそのときは申し上げました。2度の議論を経まして、教育委員会としての最終的な統一見解として、8月6日に平和学習を復活させることはできないということを確認しました。

【川上委員】 委員長からお話があったように、私も平成22年の教育委員会会議でいろいろな発言をしました。そのときから一貫して変わらないのは、平和学習に関しては、日常的に学校で取り組

まれているということです。当時は自分の子どもたちが小・中学校に通っている保護者の一人でしたが、必死に夏休みの宿題等に取り組んでいる様子等を通してみても、決しておろそかなことになっているわけではないと肌で感じておりました。登校に伴う危険性につきましても、春日市の事件は決して解決したわけではないと思います。確かに地域の方にところどころに立っていただいております、以前と比較すると子どもたちへの地域の見守り体制は非常によく出来上がっています。保護者として安心している部分も多いのですが、目の届かない部分は必ずありますし、先ほどご説明があった通学路の安全面の問題もあります。日常的に学校に行っている状態ではない子どもたちは、学校に行く構えが出来上がっていないし、やはり危険性が少し残っているのではないかと思います。私としては、前と同様に、8月6日が大変大事な日であることは重々承知していますが、それに変わる学校でのカリキュラムとしての取組み、子どもたちの情操教育に訴える取組みは、決しておろそかにはなっていないと思いますので、あえて出校日を設ける必要はないと考えます。

【井上委員長】 当時参加されていなかった平田委員と中岡委員にもご意見をお聞きしたいと思いません。

【平田委員】 本日いろいろな説明を聞かせていただきまして、趣旨については本当にそのとおりと理解しています。私も夏休みに出校日を設けてまで平和学習は行わないという考えをさせていただきたいと思えます。まず、子どもの安全確認が十分にできないことがあります。保護者からの出欠連絡について普段でも行き届いていない部分があります。登校している途中、何か事故があつて登校できていないのか、それとも家族行事等で登校していないのかの確認ができない点についても心配するところです。また、日常的に平和学習を行っています。長崎、広島への修学旅行、命の尊さや人権に関する学習など、平和教育の目標に十分達しているように感じます。先日、南郷小学校の卒業式に行つてまいりました。卒業生のお別れの言葉の中に、平和という言葉が2、3度出ておりました。「平和を大切にしたい」「命の尊さに気づいた」などの言葉がしっかり出ていまして、平和教育が子どもたちの中に届いていることを感じました。毎月学校へは行かせていただいておりますが、掲示物の中にも修学旅行の内容が書かれたものや平和教育につながるものが見られます。とても素晴らしい内容で、これだけのことを子どもたちが書ける、言えるということは、今の段階で宗像市の平和教育が行き届いていることの表れだと考えますので、夏休みに出校しての平和学習は必要ないという意見に至らせていただきたいと思えます。

【中岡委員】 日本は世界の中で唯一の被爆国ですので、日本人として今後もその責務を負っていかなければいけないと思っています。具体的には、原子爆弾による被害の状況や悲惨さを後世に語り継がなければならないし、世界の平和を希求する子どもたちをしっかりと育てていかなければならないと考えております。ただ、先ほどの説明にもありましたとおり、年間を通してカリキュラムの中で平和学習にきちんと取り組んでありますし、小学1年生から6年生、あるいは中学1年生から3年生という成長過程に応じた平和学習にも十分に取り組んでいると感じているところです。私が心配するのは、中学生はやはり体も考え方も大人に近づいていっておりますので、きちんとした判断力、危機

回避能力が育ってきていますが、小学校の低学年の子どもたちにはそれらがまだ十分に身につけていないので、被害にあいやすいということです。今まで休日だった土曜日にも学校に出勤させるケースがでてきています。これは、月曜日から金曜日まできて土曜日というふうに、日常の連続した中での土曜日であるわけですが、夏休み中の1週間あるいは2週間など、長期休業の中での出勤日になりますと、子どもたちの気持ちとしては休みモードになるのではないかと思います。日常の中でも不審者情報等を聞いております。現在の見守っていきこうという取り組みの中でも、そのようなことが起こっているという状況や休みモードで子どもたちの判断力が鈍くなっている可能性などをあわせて考えますと、不審者等への対策が十分に取れるのかという点が心配です。集団で帰っても家に近づくほど1人になるケースがどうしても出てきます。私としてはその点がどうしても心配な部分でございます。

【井上委員長】 他にご意見がなければ、審議については打ち切らせていただきます。委員の皆さんのご意見をお聞きしまして、請願については不採択の方向に進んでいるように感じますが、不採択としてよろしいでしょうか。

【各委員】 はい。

【井上委員長】 受理番号1 夏休みに小・中学校で平和学習を行うことを求める請願については、不採択になりました。ここで10分間の休憩を取りたいと思います。10時半から再開しますので、よろしくお祈りします。

6 報告事項

①宗像市市民活動推進プラン（案）に関する市民意見手続の意見及び回答について（資料1）

【市民活動交流室長】 資料1参照。議事録なし。（▲4分52秒）

【井上委員長】 ご質問ご意見がございますか。

【川上委員】 一部修正のところですが、本プランにおける中間支援組織の用語解説の前文を「様々な分野での市民主体のまちづくりを推進するうえで、市民・市民活動団体・コミュニティ運営協議会・大学・企業・行政が連携して活動していくためのパイプ役として、各々のつなぎや提案・調整・支援を行う民間組織。」に置き換えるという解釈でいいですか。

【市民活動交流室長】 はい、そうです。

【川上委員】 以前お聞きした説明では、「パイプ役としての中立的な立場で」という文言が入っていましたが、今回は入っていません。中間支援組織はどこの団体にもよらない、中立な判断ができる組織ですので、この言葉が非常に大事ではないかと思います。意見を寄せられた方は、具体性を求められていますので、その方の趣旨と少し違う部分にはなりますが、「中立的な立場」という文言を書き込んだ方がよいのではないかと考えます。

【市民活動交流室長】 重要なキーワードになりますので、市民参画等推進審議会にも報告して、「中立的な立場で」という文言を付け加える方向で調整を図りたいと思います。

【井上委員長】 回答は意見を寄せていただいた方々にお見せするのですか。

【市民活動交流室長】 パブリックコメントの結果につきましては、広報紙やホームページで公表することとし、直接的な回答は行わないことを前提にさせていただいています。

【川上委員】 これだけのご意見をいただけるというのは、詳しい説明会などに取り組んでいただいた成果だと思います。皆さんがすごく具体的なプランを提示されていて、宗像市のことをとても考えてくださっているのだと感じました。市民活動がしっかりと根付いている証拠だと思います。ここには、この方々の意見を参考にさせていただくことが明示されていますし、いろいろな分野に渡る大事な活動がたくさんありますので、それぞれの部署の方々にも周知徹底を図っていただきますようお願いいたします。

【市民活動交流室長】 はい、承知しました。

7 協議事項

① 学校危機管理マニュアル作成の手引（素案）について（資料2）

【教育政策課長】 資料2参照。議事録なし。（▲2分48秒）

【井上委員長】 ご意見ご質問がございますか。

【平田委員】 33ページ、事例3の「早期発見に向けた取り組み」に、定期的なアンケート調査の実施を入れなくても良いのだろうかと思いました。スクールカウンセラーや養護教員にアンケート結果を見ていただいて、気になる子どもの様子に日ごろから注意していただくことが必要ではないかと考えます。また、「危機発生時の組織的な対応」に関して、加害児童生徒へもいろいろな対応が必要になりますので、「被害児童生徒への家庭訪問」を「被害児童生徒および加害児童生徒への家庭訪問」に修正した方が良いと思います。

【教育政策課長】 いじめに関するアンケート調査は学期ごとに実施していますが、スクールカウンセラーという文言をこちらに入れるかどうかは検討したいと思います。また、いじめが発生した際には、実際の動きとしまして、例えば保護者を召喚して状況説明、謝罪等を行うなど、被害児童生徒、加害児童生徒の両者に対してきちんと対応をしております。現状の動きとしてありますので、ご指摘の点について追記したいと思います。

【平田委員】 「2 危機発生時の学校の対応例」を読んで感じたのは、どのレベルからを危機発生ととらえるのかがとても難しいということです。

【教育政策課長】 いじめの発見のきっかけはさまざまですが、情報が入ればいじめとして取り扱うという認識が必要ではないかと思います。学校によって違いがあるかもしれませんが、できる限り敏感に反応すべきだと思います。

【平田委員】 担任がそうかもしれないと思ったら管理職に伝えておいて、養護教員、スクールカウンセラーを含めた全ての教員が気をつけて見るようにし、いじめと判断したら即対応するなど、文章では書くことができない部分かもしれませんが、体制を作っておくことが大切だと思います。

【井上委員長】 ある程度、学校単位の部分はあると思いますが、いじめが発覚した時点で危機発生

ととらえなければ、大事にいたることもありえると思います。

【平田委員】 2(1)の4番目に、「学年主任、学級担任など複数で家庭訪問をし」とありますが、部活動の中でもいじめは起こりうるので、ここに部活動顧問(関係職員)を追記した方が良いのではないのでしょうか。

【教育部理事兼主幹指導主事】 案件によりけりですが、大本になる対策は学校が持っているいじめ総合対策ですので、実際はいじめ総合対策を確かめながら対応するのが基本だと思います。ここに記載しているのは事例ですので、すべてを盛り込んでしまうと、いじめ総合対策の内容をそのまま記載することになり、難しいのではないかと思います。

【平田委員】 34ページ(4)の次に(5)を設けて「関係教員への対応」を入れた方が良いと思います。

【教育部理事兼主幹指導主事】 関係教員への対応は大事だと思いますが、(5)として新たに項目をおこすのか、それとも他の項目に追加するののかについては、検討が必要だと思います。

【平田委員】 33ページ(3)を読ませていただいて、相手の心を理解させ指導することは必要ですが、加害児童もやはり心を持った大事な生徒であるということからしますと、まず加害児童に対して、しっかり話を聴いて背景等を把握した上で対応することが大事ではないかと思います。スクールカウンセラー等の第三者が関わることも必要です。ここに書くべきことではないのかもしれませんが、罰として感じると、加害児童は心を閉ざしてしまって本当のところが見えてこないのではないかと思います。

【教育部理事兼主幹指導主事】 おっしゃるとおり、加害者であっても、まずは傾聴し、そして評価するというカウンセリングマインドは大切です。そのこともいじめ総合対策の中にはしっかり組み込んであります。誼いこむかどうかは別として、しっかり意識をし、文言を少し変えることで対応させていただきます。

【井上委員長】 このような場合、スクールカウンセラーが対応にあたるのですか。

【教育部理事兼主幹指導主事】 まずは教員が対応することになります。

【井上委員長】 そうしますと、教員自身が対応の仕方を知っておかなければなりませんので、教員のマニュアルが必要だと思います。先生の言動ややり方で違いが出ますので、その点が心配です。

【平田委員】 第三者だったら話せることがありますので、スクールカウンセラーが入ることも大事だと思います。

【川上委員】 いじめや心の問題にスクールカウンセラーと心の教室相談員等の位置づけが出てきていませんが、その辺りの扱いは明記しなくて良いのでしょうか。

【平田委員】 33ページ、2(1)3行目の全教職員のところに、心の相談員やスクールカウンセラーが含まれていると解釈しました。その辺りは明記されていないと思います。

【川上委員】 心の教室相談員とスクールカウンセラーの役割は違うと思いますが、位置づけをしなくて良いのか不安に思いました。

【平田委員】 同感です。

【川上委員】 事例だから難しいということでしょうか。

【教育政策課長】 心の教室相談員は生徒の話し相手という位置づけで活動いただいております、その中で情報が入ることもありますが、学校にきちんとつなぐような仕組みができています。積極的に子どもに話を聞いてまわるのではなく、子どもたちが心を許して相談できる状況を作るようにしています。友達と連れ立って来られない子ども、誰もいないときに一人で来るような子どももいます。本来の役割としては、そのような子どもの話し相手になりますので、情報が入ることもありますが、マニュアルにどのように記載するかは検討する必要があります。スクールカウンセラーについては、34ページ、3(1)④の1行目に記載されています。

【中岡委員】 スクールカウンセラーは、毎日学校に来ているわけではありませんので、対応が必要な時に入っていただくよう調整するのは、かなり難しい面があります。13ページの情報管理班に当然アドバイザー的なもの、あるいは情報を聞かせていただくという中で入ってくるだろうと思いますが、ここに入れるとそうしなくてはいけなくなりますから、少し難しいと思います。学校の状況に応じて、スクールカウンセラーにも時間を調整して会議に入ってもらい、情報を教えていただいたり、いろいろなアドバイスをさせていただいたりしていますので、手引に記載するのは難しい部分があるのではないかと思います。

【川上委員】 マニュアルに位置付けると、かえって動きがとりづらい状況になってしまうということですか。

【中岡委員】 動きをとるのが難しくなる部分が出てくると思います。

【井上委員長】 組織図には入れられないけれど、状況に応じてスクールカウンセラーや心の教室相談員を招集できるようにすれば良いのではないかと思います。

【久芳教育長】 実際、去年は玄海中学校でスクールカウンセラー・スーパーバイザーに緊急対応に当たっていただき、非常に献身的に取り組んでいただきました。ケースバイケースなので、手引に必ず入れなければならないということではないと思います。15ページ、3(2)にマニュアルの作成手順があります。冒頭で手引作成の趣旨について述べていますが、要するに市の防災関係の計画が変わってきたとあり、これがやはり市の中の前提になりますので、作成手順①の情報収集については、市の防災計画を付け加えていただきたいと思います。

【教育政策課長】 はい、入れます。

【平田委員】 市ではうつ傾向に関するアンケート調査を実施していないのでしょうか。36ページ、1の「兆候を見落とさないための取り組み」に、付け加えたらどうだろうかと思いました。食欲不振、不眠、意欲低下など、日ごろの健康に関する調査のようなものは学校ではなさっていないのでしょうか。

【教育部事務主幹指導主事】 子どもたちのチェックリストがあり、チェックポイントに基づいた日常観察を担当が行っています。自殺だけではなく、子どもたちのいろいろな変化を見取るための取り組みです。

【平田委員】 36ページ、1の「危機発生時の迅速で組織的な対応」では校内と校外で書き分け

てはませんが、校内だと想定した場合、1行目に書いてある「警察への通報」と「救急車の要請」の順番を入れ替えた方が良いと思います。

【教育政策課長】 学校には危機管理体制図があり、危機発生時には、各々の教員が同時に動くようになっています。手引にはこのような書き方をしていますが、実際は警察への通報や救急車の要請等をほぼ同時に行います。

【平田委員】 同じ項目の3行目に「管理職を中心に、遺族の対応、マスコミなどへの対応、保護者への対応など」とありますが、ここに「児童生徒への対応」という言葉を入れなくても良いのでしょうか。

【教育政策課長】 子どもたちを落ち着かせるなどいろいろな対応が考えられます。その点は非常に大事ですので記載したいと思います。

【平田委員】 36ページ、2(2)の4行目に、家庭における子どものケアについて追記した方が良いと思います。学校でもスクールカウンセラーや教職員などがきちんと対応していますが、それだけではフォローできない部分がありますので、家庭でしてほしいことを伝えることができればより良いのではないかと思います。

【教育政策課長】 文言については少し整理が必要だと思いますが、追記したいと思います。

【久芳教育長】 おそらく学校給食に関しては、アレルギー対応マニュアルがありますので、ここには入れていないのだと思いますが、今回は網羅的に学校危機管理マニュアルとして作るわけですから、学校給食での食中毒などを事例の中にあげる必要はありませんか。

【教育政策課長】 アレルギー対応マニュアルでは、食中毒を含めたさまざまなケースの対応が書かれていますので、危機管理マニュアルとセットで備えていただき、対応していただきたいと考えています。

【井上委員長】 他にご意見等がなければ、次回の定例教育員会は22日午後2時から市役所北館3階304会議室にて開催します。本日はありがとうございました。

次回開催予定日 3月22(金)午後2時開始

平成25年4月23日

井上 裕之

川上 美子